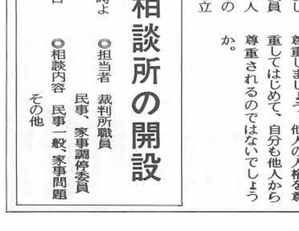

町報 つなぎ

昭和51年
10月1日号
第128号
発行所　津奈木町役場
編集　総務課
印刷所　旭印刷所

十月の暦
一日　法の日
十日　体育の日
目の愛護デー
十四日　鉄道記念日
十七日　貯蓄の日
二十三日　電信電話記念日
二十四日　国連デー

赤崎小 百周年記念 新校舎落成 式典盛大に行なわれる

去る、九月二十一日赤崎小学校において、同校の百周年記念行事と新校舎落成式典が開催された。

前日の雨で、あいにく校庭が使用されず、講堂において午前九時三十分より、百周年記念式典が始まり、神事が進む中、六車町長、篠原期成会会長、林田PTA会長の各氏より玉串奉典があり、田上教育委員長、田村元校長の祝辞のあと、児童達の手によって記念碑の除幕式が行なわれた。

創立百周年之碑　新校舎落成　と達筆にて巨岩に、太書き深彫りされた見事な記念碑に来賓席からも、ワァーと歓声があがり、喜びの拍手が学校全体を包みつづいて、新校舎落成式典に入り、六車町長の力強い厳粛な式辞のあと、落成までの経過報告、そして県知事代理、田中県議他多数の来賓の祝辞があり、児童代表（六年生）開田安子さんより「日本一の海上スクールを建てていただいた、藤永組や各関係者へのお礼と先輩達の築いた伝統を守り良き校風をさらに育てていきます。」と元気よく感謝のことばに続き、大橋校長の謝辞のあと式典に花を添えた、産交ブラスバンドの演奏に合せて同校校歌を唄った。斉唱する全校児童の顔は喜びに満ちあふれていた。

両式典終了後、低学年教室屋上から、紅白の祝モチ（五俵分）を児童や父兄、地元の人達の頭上へふんだんに投げられモチナゲも盛大であった。

午後は赤崎校区あげての祝賀演芸会に水俣のバンドクラブや平国のスズラン舞踊クラブも応援に駆けつけ、父母はもちろんのこと、婦人会、青年団も舞台つくり、踊りに活躍、日当の奉踊りが三十年ぶりに復活、児童によるチビッ子のど自慢もあり、林田輝幸氏の名司会で盛りあがり、にぎやかに夕方まで続いた。

創立百周年之碑
新校舎落成

ついに出た!!

県学童新記録

去る九月十五日、熊本市で開催された熊日学童オリンピック及び県学童選抜水泳大会において、津奈木SCの山崎里美（津小五年）さんは、五年女子五十米平泳の種目に出場し、堂々、四十秒三の県学童新記録を樹立しました。また、百米平泳も優勝し二つの金メダルを獲得しました。四年生の部では下藤強美さんが五十米背泳で銅メダル（第三位）を獲得することができました。

その他、橋口信二君が自由形で四位、溝部由起さんは、バタフライで四位の好成績をとることができました。その他の選手も自分の最高タイムを出すことができ、県下に津奈木町の名を誇ることができました。

これも、選手諸君の毎日の厳しい練習の結果であると同時に町の皆様方や町当局のあたたかい御支援の賜だと感謝しております。

尚、来たる九月二十五日、二十六日に福岡市で九州ジュニア水泳大会が開催されますが、この大会にも津奈木から十名の選手を送り出すことになっております。現在、選手諸君は九州大会をめざして猛特訓を重ねており、その結果を楽しみにしております。暖かい御支援を御願い致します。

（九月十六日　文責　塚本　宏）

津奈木スイミングクラブ

学年	氏名	種目	予選順位とタイム	全体で
3	大園祐子	4年以下 50 m 自由形	③ 40−8	㉔
4	下藤強美	4年以下 50 m 自由形	② 39−5	⑬
		4年以下 50 m 自由形	① 45−4	③銅メダル
5	山崎里美	5年 50 m 平泳	① 40−3	①県学童新 金メダル
		5年 100 m 平泳	① 1−31−7	①金メダル
5	橋口信二	5年 50 m 自由形	④ 34−2	④
		5年 100 m 自由形	③ 1−18−5	⑩
5	大園朋子	5年 50 m 自由形	② 37−7	㉑
		5年 50 m 背泳	⑤ 44−4	⑦
5	溝部由起	5年 50 m バタフライ	④ 44−7	④
		5年 100 m 自由形	① 1−24−8	⑬
5	塚本 徹	5年 50 m 平泳	③ 48−7	⑯
5	高木典章	5年 50 m 自由形	⑧ 42−6	㊵
6	川崎辰雄	6年 50 m 自由形	③ 36−2	㉓
		6年 100 m 自由形	⑧ 1−25−9	⑯
6	千々岩和哉	6年 50 m 自由形	③ 39−0	㉖
		6年 50 m 平泳	⑦ 49−7	⑳
6	福山豊和	6年 50 m 自由形	⑤ 41−5	㉚
6	斉藤昌彦	6年 50 m 自由形	⑦ 43−1	㉜
	男 200 m リレー	⑧ 2−35−5	女 200 m リレー	⑤ 2−35−7
	男 200 m メドレーリレー	⑧ 3−08−3	女 200 m メドレーリレー	④ 2−53−5

昭和51年度 津奈木町職員採用試験実施

津奈木町役場では職員の採用試験を県人事委員会に委託して実施していますが、今年度も次の要領で行なわれますので、お知らせします。

記

一、日時　昭和五十一年十一月十二日　午前九時
二、場所　津奈木町公民館
三、職種　一般事務職B
四、受験資格　高校卒業程度の学力　年令　昭和二十九年四月一日から昭和三十五年三月三十一日までに生れた者
五、受付期間　同年十月四日から十一月十五日まで
六、採用予定人員　一名
七、詳細については、役場総務課へお尋ね下さい。

―住みよい社会のため―

行政相談週間（10月17日～23日）

行政管理庁では、行政相談制度を広く国民の方に知ってもらい、その利用を促進するため、来る10月17日から23日まで全国的に行政相談週間を実施します。

週間中、津奈木町では、次のとおり行政相談所を開設致しますので、役所の仕事について、苦情、意見、要望等、気軽にお申し出下さい。尚相談は、口頭でも手紙でも結構です。

〔相談の例〕

恩給、登記、社会保険、身障者福祉、農地、郵便、労災、道路河川、公害、その他

◎刑事々件、裁判、政党に関する相談はおことわりします。

行政相談週間
一、日時　自十月十七日　至十月二十三日　毎日十時から四時まで
一、場所　津奈木町役場総務課

行政相談員　釜　忠彦

熊本心身障害者職業センター開所について

心身障害者職業センターは、雇用促進事業団が運営する施設であり、重度身体障害者の円滑な就職の促進を図り、その福祉の向上に寄与することを目的として、公共職業安定所が行う職業紹介等の業務との密接な連携のもとに、次の業務を行っております。

◎身心障害者に対しては、就職のための相談、職業に関する能力及び適職の判定、就職後の職場適応指導等業務。

◎事業主に対しては、作業施設及び作業補助具の改善等に関する心身障害者の受入れ指導等の業務。

◎その他心身障害者の雇用及び適職に関する情報提供等の業務。

職業紹介、職業訓練、機能回復等は、同センターでは行わず、これらはそれぞれ、公共職業安定機関、職業訓練施設、リハビリテーション施設等で行うこととなっております。詳しいことは、町民課福祉係でお尋ねください。

お互いに人権を尊重しよう

―人権の共存―

戦後の日本国憲法は、国民の基本的人権の保障を重要な柱の一つとして数多くの保障規定を設けました。私達は、この二十九年間、新憲法で保障する権利が十分尊重され、実社会のあらゆる分野において憲法の精神が反映されるように、過去永い間埋もれていた人権の芽をのばそうと努力してきました。戦前は、人権問題とか人権じゅうりんと云えば、犯罪捜査官の権力をかさにきて犯人を痛めつけたような場合が典型的な例としてあげられ、また、そのような場合の専門用語として狭く用いられていました。ところが、今日では、家庭でも、学校でも、職場でも或いは近隣関係でも、何かもめ事があればすぐ「それは人権問題だ」といとも自然に口にされるようになりました。それだけ現在では、この言葉の意味するものが幅広く理解されて、人権という言葉そのものが日常生活の中に溶け込んできたといえましょう。ところが、今までお互いに人権の芽を伸ばすことのみに力を注いできたため、自分の人権のみを考え、そして主張して、他人の人権を軽視するような傾向が現われてきたのではないかと危惧されるようになりました。最近、法務局や人権擁護委員に持ち込まれる人権侵犯事件や人権相談事件を通して感じられるのは、お互いに少しでも相手方の立場に立って物事を考え、相手方の立場や権利を尊重する気持があったならば、そのようなトラブルは起らなかったのではなかろうかと思われる事例が数多く起っているということです。

このような社会現象を見てみますと、一見国民の間に人権思想が普及し定着してきたように見えながらも、現実には、必らずしも国民一般に正しい意味の人権尊重の思想が十分理解されるに至っていないことを示唆するものと思われます。

そこで、これらの反省の上に立って私達は発想の転換をはからなければならないと思います。即ち、人権は自分一人に与えられるものではなく、家族や隣人を含めて等しく存在し、常に共存するものであることを正しく認識し、それを平素の言動に反映させる態度が何よりも大切ではないでしょうか。このような立場から、さきに申しましたように本年度は「人権の共存」―お互いに人権を尊重しよう―との考え方を広く啓発し、明るい秩序ある社会の実現に役立てようとするものであります。

皆さん、お互いに他人の人権を尊重しましょう。他人の人権を尊重してはじめて、自分も他人から尊重されるのではないでしょうか。

無料調停相談所の開設

一、日時　十月五日(火)午前十時より午後三時まで
一、場所　水俣市天神町一丁目一ー一
◎担当者　裁判所職員　民事、家事調停委員
◎相談内容　民事一般、家事問題　その他

＊十月十日は町民体育祭

ごみ収集計画表について

ごみ収集計画表を別紙のとおり配布致しますので、見やすい場所にハリツケ、決められた日の朝八時三十分までに出して下さい。

尚詳しいことは役場保健課にお尋ね下さい。

町中部落初優勝

昭和五十一年度町民体育祭卓球大会が去る九月十六、十七日二日間にわたり津奈木小学校体育館で実施され熱戦がくりひろげられ、みごと町中部落が初優勝、二位上下門、三位大泊、浜崎の両部落でした。本大会に御協力下さいました町民の皆様方に心より感謝致します。

創業60周年を迎える郵便局の簡易保険

―赤崎小学校新築にも一役（10月は簡易保険月間）

簡易保険は大正五年十月一日から無診査、月掛、集金を特徴とした国営の生命保険として創設された全国の郵便局でその取扱いが開始されました。

以来60年郵便局の簡易保険として、広く皆様に愛され、親しまれ、利用された結果、現在総加入件数五〇〇〇万件、契約高は28兆円、資金総額は7兆円を超えております。

この簡保資金は、加入者の大切な財産として市町村などの地方公共団体をはじめ、公社、公庫、公団など政府機関に融資され、住宅や道路、学校、交通機関など皆様の生活に結びついた身近な生活環境の整備拡充に役立っています。

この度の赤崎小学校は全国で初の海の上の校舎として、その技術と町当局のアイデアにより素晴らしいものが新築されましたが、その資金の一部に一六〇〇万円が簡易保険から融資されお役に立っております。その他大泊港整備等に二五〇万円が融資され、現在まで津奈木中学校新築、浜崎公営住宅、平国漁港、町簡易水道その他に融資がなされ累計五七〇〇万円余にのぼっています。

このほか、簡易保険では加入者ホーム、保養センター、診療所などの福祉施設を全国各地に設置し、加入者の福祉の増進にも努めています。

また創業記念日にちなんで、毎年十月を「簡易保険月間」と名付けておりますが、今年は創業60周年を記念して、全国的にPR活動と新加入運動を展開し、簡易保険に対する皆様の理解と信頼を一層深めるとともに、まだ簡易保険に加入されていない方々にも積極的に呼びかけ、保障のある生活が送れ、安心して働けるようお勧めしております。

この機会に、ぜひ郵便局の簡易保険に加入されますようお勧めします。

簡易保険創業60周年記念として
51年10月1日に誕生された
子供さんに記念品を贈呈します

これは、郵便局の簡易保険が、大正五年に創業され、今年でちょうど60年目を迎えますので、これを記念しまして創業の日に当る、51年10月1日に誕生された方にお祝の品を贈るものです。

該当される方は津奈木郵便局にお申し出ください。

重盤岩の「日の丸」

重盤岩の「日の丸」は、町内外の善意の寄贈によって、年間を通して掲げられています。

昨年朝日新聞に、鹿児島県指宿市にお住まいの作家、島尾敏雄氏が「刹那の景色」の中で

「あるいは鹿児島本線のどこか、まるで列車の位置がパノラマの眺望（ちょうぼう）台ででもあるかのように、窓からの一望の中に小さな盆地が展開する中で、その調和を破るかのように一個の大きな岩塊が、突出舞台さながらに位置を占め、そのてっぺんに日の丸の旗が翻っているのだ。いや風が無くてしおれて垂れ下がっているときもある。おそらく高い岩の上にポールを立てる作業はたいへん難儀だったにちがいないが、ぐるっと迂回（うかい）しつつ移動する列車のいろいろな角度からはどう眺（なが）めてもそれはかなり歪（ゆが）んだままで固定されている。何の目的のためかわからぬが、いつ見ても人気の全くない岩塊の上に、日の丸の旗はそのポールの先端にくくりつけられたままだ。……」と書いておられる。

古い書きものに、天保四年に徳富久貞翁が津奈木の総庄屋として来られて、毎朝うす暗い中に、重盤岩に登り、太鼓を打鳴らして、朝起きをすすめられたと、のこっています。

この岩の頂上に、国旗掲揚台が作られたのは、昭和九年で皇太子御誕生の記念として建てられたもので爾来四十年間、戦後の一時期を除き、「日の丸」を掲げてきました。故郷をはなれた本町出身者からの便りには必ず、重盤岩の「日の丸」の事が書かれています。

昨日、一通の封書が届きました。「残暑厳しき昨今、益々御元気にお暮らしの事と拝察致します。

何年前から、誰が始められたか知る由もありませんが、鹿児島の私は、汽車で行く時、自動車で行く時、必ず岩山の上に立つ国旗に敬意を表して通っています。

国旗掲揚、それを管理される方に心から感謝申し上げます。御苦労ですが今後も続けて貰いたいので二流をお届けします……。

これからも清鮮な気持ちで、いつまでも翩翻として青空に希望を託しています……」とあり「日の丸」二流が添えてありました。

この方は、司法書士で
鹿児島市荒田一丁目七ノ十三　川原　侃さん
です。「日の丸」の大きさについておたずねがありました。

現在掲揚しているのは、既製品で「大巾二巾、G、ポプリン」となっており大きさは、約一四二センチメートル×二〇五センチメートルです。高い所に掲げている関係で普通二ケ月で取替えており、役場の若い職員が急坂を登って行います。今年は城山線が完成しますと裏側から頂上近くまで車が登りますので、岩上からの雄大な眺めを多くの人に楽しんで戴けるものと思います。

「日の丸」についてのお問合せは役場総務課で受付けています。

町民体育祭

十月十日は体育の日です。町民体育祭陸上大会が津奈木小学校々庭で実施されます。町民皆んなで参加しましょう。

がけ地近接危険住宅移転事業制度について

一、この制度は……

最近、がけ崩れや、山津波等の災害によって、住宅が被害をうけたり、貴重な人命が失われたりする事故が、跡をたちません。

そこで、昭和四十七年度から、がけ地崩壊および土石流等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所へ移転させるため、国と地方公共団体が補助金を交付する制度として創設されました。

二、対象住宅（危険住宅）は……

がけ地崩壊及び土石流等の危険が著しいため、地方公共団体が、建築基準法の規定に基づき、条例で指定した災害危険区域内または建築を制限している区域内にある住宅です。

三、補助金は……

除却等費ー危険住宅の撤去費および移転等に要する費用（一戸当り補助限度額ー四拾五万五千円）

建物助成費ー危険住宅に代る住宅の建設（購入を含む）のため金融機関から融資を受けた場合、借入金の利子相当額の（八・五パーセント以内）。

※一戸当り補助限度額ー弐百万円。但し、土地の取得を要しない場合ー百五拾万円。

以上のように、がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域において危険住宅の移転を行う者に対して補助金を交付する地方公共団体に対して国が必要な助成を行う制度を確立し、急傾斜地崩壊防止対策とあいまって国民の生命の安全を確保することを目的とした制度です。くわしくは役場建設課迄御問い合せ下さい。

自転車に住所・氏名・電話番号を書きましょう

昨年県内では、二〇九七台の自転車が盗まれ、被害品と思われる一、五一三台の自転車が乗り捨てられていましたので警察で保管しました。ところが、多くの自転車には記名等がないために持主がわからず返還できません。最近こんな自転車がふえています。

自転車に住所、氏名、電話番号を書いておけば、盗難の予防にもなるし、もし被害にかかっても自転車はかえってきます。

あなたの自転車にも今すぐ住所氏名、電話番号をペンキ書きするか又は住所、氏名、電話番号を書いたステッカー等をはりつけてください。

ステッカーは最寄りの派出所、駐在所で無償で配付します。

水俣警察署

御芳志御礼

染竹	淵上ツ子モ	夫	久義
	鶴田　幸人	母	ワリ
	井上　元彦	妻	初子
浜崎	浦口　斉	養母	キワ
	大園　嘉子	夫	和紀
	芦浦ツギノ	夫	幸四郎
	林　豊子	夫	正志
中尾	山口　チフ	夫	己登志
日添	吉野　重志	兄	輝記
小津奈木	松永　忠	三男	和久
町中	田口ミツヨ	同居人	川崎正男
倉谷	伊藤　正徳	妻	ウメエ

以上の方々から町社会福祉協議会へ香典返しとして金一封ご寄付下さいました。この寄付金は町民福祉のため有効に利用させて戴きます。誠に有難うございました。

謹んでお礼申し上げますと共に故人のご冥福を心からお祈り致します。

地方自治記念論文募集

◎主催　財団法人　地方自治協会

◎募集題名

▼21世紀にたえる地方自治

▼地方自治は如何にあるべきか

戦後三十年を経たわが国の地方自治制度は果して今のままでよいのか。現在の二階層制の地方自治のあり方、国と地方自治体との関係、現行の行政事務及び財源の配分のあり方、住民と自治体の関係、選挙制度等々、現行の地方自治の姿はわが国社会経済情勢の激変と住民の価値観の多様化の中で、あるべき地方自治のそれとの間に幾多の問題点が指摘されるはずである。地方自治制度が住民の血の通った文字通り住民のものとなって、はじめて、民主々義の基盤としての真の地方自治といえよう。この様な趣旨をふまえた論文であれば前記の題名でなくても結構です。

◎原稿
1. 原稿は二〇〇字詰用紙七〇枚以内
2. 原稿は未発表のものに限る
3. 応募原稿は返却いたしません

◎締切　昭和51年10月30日
◎送り先　東京都千代田区永田町一ー十一ー三五　全国町村会館内
◎賞金　一等　二十万円（一編）
二等　十万円（〃）
三等　五万円（〃）
佳作　記念品（若干名）
◎発表　昭和51年12月上旬

税務署便り

税務相談室のご利用を

税金について困っていることや分からないことはありませんか。そんなときは、税務相談室を御利用ください。税務相談室は、熊本国税局、熊本東税務署、八代税務署、大分税務署、別府税務署、宮崎税務署、鹿児島税務署の中に置かれていて、ベテランの相談官が皆さんの御質問をお待ちしています。

あなたの住所や名前を言わなくても自由に相談することができますし、また、電話でも御相談に応じています。

税務相談室は、今年の五月で開設六周年を迎えましたが、相談件数は年ごとに増えており、昭和五十年度の相談件数は四万件を超え、初めの年に比べて七九倍もの増加ぶりです。

税金についての相談や苦情がありましたら、どうぞお気軽に税務相談室を利用してください。

税務相談室の電話番号は、次のとおりです。熊本国税局税務相談室〇九六三ー五五ー〇〇一四
五四ー八六四二

青色申告のおすすめ

所得税は、納税者が自分で自分の所得を計算し、税金を納付する「申告納税制度」を採っています。

この申告納税制度が円滑に行われるためには、自分の所得や税額を正しく計算して申告することが必要になってきます。そこで、青色申告により毎日の取引を帳簿につけ、正確に所得や税額を申告する方には、所得や税額の計算などでいろいろ有利な取扱いをすることになっていますが、現在のところ、不動産所得、事業所得、山林所得のある方に限って利用できることになっています。

青色申告制度は、昭和二十五年に設けられ、今年で二十七年目を迎えました。この間、青色申告を利用する方は大変増えてきました。それというのも、青色申告をすると、単に税金の面で有利になるだけでなく、帳簿をつけることによって経営の内容や資金繰りの状況などがよく分かり、経営の合理化にも役立つことが一般に知られてきたためでしょう。

また、所得が三百万円以下の方については、現金出納帳一冊で青色申告ができるようになったこともその原因の一つです。

具体的な手続や詳しいことは、税務署又は税務相談室にお尋ねください。

所得税第二期分の減額申請

十一月は、所得税の第二期分を納めていただく月です。

ところで、税務署から通知する所得税の第一期分、第二期分は、昨年、つまり五十年分の納税額を基にして計算されます。従って、いろいろの事情で昨年より納税額が大幅に減る見込みの方は、税務署に「予定納税額の減額申請」をすると、第二期分の税金が少なくなったり、全く払わなくてもよい場合があります。例えば、お店をやめたり、休んだりした場合、火事や水害などにあって建物や、商品に損害を受けた場合などです。

また、今年になって結婚をしたり、赤ちゃんが生れた場合もこの減額申請の対象になります。

減額申請の期限は、十一月十五日までとなっていますが、手続は早めにお済ませください。

なお、具体的な手続や詳しいことは、税務署又は税務相談室にお尋ねください。

＊運転が示すあなたのお人柄